平成２９年（フ）第１０５号
茨城県古河市本町４丁目16番33号　コートハウス203号、前住所埼玉県草加市中根３丁目22番24号
債務者　浦野加代子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０６号
茨城県坂東市長谷1430番地４
債務者　宇賀神利夫
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０９号
茨城県桜川市真壁町椎尾1627番地６
債務者　**廣**瀬　悠子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１６号
茨城県古河市駒羽根1167番地６
債務者　渡辺　晴美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２２号
茨城県下妻市下妻丙160番地　県営下妻アパート３―301
債務者　メンドーサ　ウエキ　ダニエル　アルトゥロ
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７９１号
福岡県福津市福間南１丁目14番54―11号
債務者　上田　怜実
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８２９号
福岡市西区西の丘２丁目８番４号
債務者　甲斐　幹洋
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３１号
福岡市東区三苫２丁目１番17号
債務者　河野真由美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５７号
福岡市東区箱崎５丁目４番11―504号
債務者　吉岡久実子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６４号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１　アーベインビオ春日４―1008号
債務者　北嶋みちよ
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８０号
福岡市博多区相生町２丁目２番21―503号
債務者　児玉　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２５号
福岡県朝倉市白鳥235番地
債務者　小林　聡史
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９２８号
福岡市南区鶴田４丁目43番９号
債務者　村川　祐子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３９号
旧住所　福岡市博多区金の隈１丁目12番２号
債務者　林　ひとみ
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５８号
福岡県福津市若木台２丁目６番地の７
債務者　嶋矢　美保
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６２号
福岡市博多区東光寺町１丁目20番19―302号
債務者　齋藤友記男
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６４号
旧住所　京都市左京区静市市原町531番地26
債務者　井鼻　深雪
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９６５号
福岡県糟屋郡志免町志免東３丁目13番５号　カーサクレアールＡ201号
債務者　太田　雪絵（旧姓迎）
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部